

広島県告示第九百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年十月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
三次市作木町香淀字唐谷一五〇八番一地先から 三次市作木町香淀字唐谷一五〇三番五地先まで	四・九〇ㄱ 一・〇〇〇 一九一・〇〇〇	八・六〇ㄱ 一四・八〇〇 一九一・〇〇〇	拡幅 一般国道四三三 号及び一般 国道四二四号 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先から	四・九〇ㄱ 一・〇〇〇 一九一・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル) 延 長 (メートル)	

三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先 地先	
新	八・六〇 一四・八〇
	一九二・〇〇
	拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先から 三次市作木町香淀字唐谷一四九八番地先ま で	
新	旧	新 旧の別	敷地の幅員 (メートル)
八・六〇 一四・八〇	四・九〇 一・〇〇		
一九二・〇〇	一九二・〇〇	延 長の (メートル)	
拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複		備 考	